

「日本再生戦略」を実現していくための政策資源の配分についての考え方 (案)

日本再生戦略のフォローアップを踏まえ、以下の考え方に基づき選択と集中を行い、政策資源の効果的・効率的配分を図ることとする。

1. 選択と集中に当たっての基本原則

(1) 最大効果原則

財政制約を踏まえ、限られた予算で最大の効果を追求する。必要性が認められる事業でも、事業内容の効率化・実効性の向上に努める。その際、事業の成果目標等の定量的データを参考にしつつ、具体的な取捨選択を行う。

(2) 誠実遵守原則

過去の以下の合意、ルール等を再確認し、当該内容を正確・誠実に遵守・尊重する。

- ① 日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）
- ② 平成 25 年度概算要求組替え基準（平成 24 年 8 月 17 日閣議決定）
- ③ 事業仕分け及び各府省の行政事業レビューの結果

(3) 重点重視原則

日本再生戦略に関連する特別重点要求及び重点要求については一般要求よりも優先度が高いものであるべきであるとの認識のもと、一般要求を可能な限り削減し、特別重点要求・重点要求を最大限確保する。その際、単に既定予算を増額している事業や、要求府省の本来業務的な事業など、特別重点要求・重点要求としての実態を伴っていないものは、原則として一般要求と同列に扱う。

（４）代謝促進原則

硬直的な資源配分を是正し、諸課題への対応力向上を図るため、日本再生戦略、平成 25 年度概算要求組替え基準、事業仕分け・行政事業レビューの結果等を反映して、必要性・効率性の低い事業から高い事業への政策資源の重点化を図り、「代謝」を促進する。

（５）ポリシーミックス原則

事業の目的達成においては、予算、税制改正、規制・制度改革、総合特区制度その他の政策手段との連携による総合的な効果発現を図る。

2. 選択と集中のための具体的な視点

事業に対する政策資源の配分に当たっては、以下の視点から府省横断的に検討し、政策効果発現の見込みが最も高いと考えられる事業に資源を集中するなど選択と集中を行う。

（１）優先すべき事業（ポジティブ・チェック）

- ①国民生活の向上や我が国経済の成長に具体的につながる定量的な目標（アウトカム）を所管府省が責任を持って設定し、その達成に向けたステップについて説明責任を負う事業
- ②事業の実施内容が地方や民間企業の自主裁量に基づくものではなく、国として事業の実施内容及び政策効果の発現に責任を持つことができる事業
- ③過去の類似事業の反省点を踏まえた政策効果の改善がなされている事業
- ④総合特区において具体的に活用される予定の事業（総合特区推進調整費を除く）
- ⑤総合特区制度の活用や規制改革や税制措置と併せて行うことにより、政策効果の発現が見込まれる事業（当該規制改革等を条件に優先事業とする）。

(2) 必要性が劣後する事業（ネガティブ・チェック）

- ①日本再生戦略に具体的な記載のない事業（日本再生戦略において規制・制度改革等とあわせて実施するものとされている事業のうち、当該規制・制度改革等が平成 25 年度までに実施される見込みのないものを含む）
- ②日本再生戦略に関連はあるものの、官庁の施設整備や事務費、調査費など、各府省の本来業務として従来から実施している事業
- ③各府省が従来から継続的に実施している事業であって、日本再生戦略を踏まえた新規の取組がなく、単に既定予算を量的に拡大しているに過ぎない事業（災害対策等において、東日本大震災を受けて取組を加速すべき特段の事情が具体的に認められるものを除く）
- ④国と地方の役割分担に照らし、国が実施すること又は国が補助金等の資金を拠出することに疑問がある事業
- ⑤府省間の重複など要求内容が重複していると認められる事業をはじめ、政策目的を一にする事業の中で劣後すると考えられる事業

（以上）